

特集：患者の権利と医療情報の提供—病院図書室の果たす役割

患者さんと医学・医療情報
—その提供の可能性を考える—

山 室 真知子

1. はじめに

図書館（室）における利用者サービスの根底には「図書館の自由に関する宣言」に基づいて、利用者の「知る権利」と資料の提供により知り得た、利用者の名前や資料名に関して利用者プライバシーを侵さないという図書館の自律的模範¹⁾がある。例えば利用者に精神的な大きな影響を及ぼすかもしれない、利用者自身の病気に関する医学・医療情報の提供についても然りである。しかし病院における患者さんの治療は多くの場合、医師と共にコ・メディカルスタッフによるチーム医療によって行われており、病院図書室の司書だけがこれを無視して資料提供サービスを行っても良いものであろうか。

すでにマスコミによって知られているような患者さんの「知る権利」については、癌の告知、インフォームドコンセント、薬剤情報提供による加算（点数化）の実施、カルテの開示など大きな動きが見られる。やがては病院図書室の司書による医療情報の提供について何らかの評価がされるようになるかもしれない。

患者さんの要求を満たし、かつ患者さんの権利を守りながら、病気の回復や回復後の生活に役立つ医療情報の提供について、病院図書室の司書としてその可能性を探ってみたい。

2. 医学・医療情報の公開

今、医学資料を豊富にもつ大学の医学図書館と病院図書室に向けて、一般利用者へ医療情報の公開をすべきではないかと問われている。医学図書館と病院図書室が医学・医療情報を独占しているかのように思われているようであるが、我々病院図書室は間接的に患者さんのための情報提供を目的としたサービスを行っている。しかし情報化時代の病院図書室の将来的な機能、時代に即した情報機関としてのサービスの拡大として、すでに何年か以前から一般公開とまではいかずとも、患者さん自身への医療情報の提供について考えられてきた。

しかし、これは単に患者さんの「知る権利」を保障するという図書館一般の理念からとは少し違うように思われる。病院図書室の立場からは患者さんが自分の病気や受けている治療についての情報を得て、病気の回復や療養に役立たせたいという目的がある。医療に直接携わらない司書の思い上がりと思われるかもしれないし、医療には素人なら素人らしく、利用者のレファレンスに応じて求められるままの資料を提供すればよいと言われるかもしれない。しかしレファレンスとは“質問者のニーズに即して、情報を評価、選択し有効なもののみ提供することこそ、図書館員の専門的役割がある”²⁾とするならば、患者さんが望むままの情報を提供すればよいということにはなるまい。情報の評価はともかく資料を求める患者さんの病状に有効な情

やまむろ まちこ：京都南病院

報を選択して提供できるのはその患者さんの主治医以外にはなく、資料の選択には主治医の助言が必要である。

病院の本来の役割は、患者さんの病気を治療して社会生活に復帰させること、そして患者さん自身が、自分の病気に立ち向かって生活をするように援助、指導することにある。そのために、病院では医師を中心にコ・メディカルスタッフが治療に参加してのチーム医療と患者教育が行われている。従って、司書は、図書館員としての理念に忠実でありたいとして、このチーム医療を無視しての独走は許されない。

3. 患者さんと医学・医療情報

病院図書室の一般公開の是非について論じる前に、我々の病院の患者さんへの医学・医療情報の提供について考えてみたい。病院でのチーム医療の中に司書も参加することによって患者さんへの情報提供を行うという方法もある。心療内科や精神科における読書療法のための資料選択には患者さんにとって有益な結果が得られるが、患者さんから自分の病気や、治療方針や薬について詳しく本で調べたい、また、図書室へ本を探しに来たことを主治医には知られたくないという場合には、患者さんのプライバシーが守れなくなる。

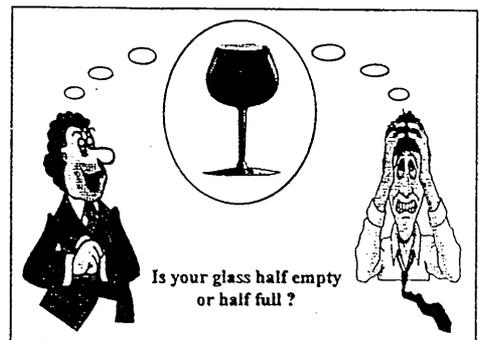
患者さんから自分の病気や医師からもらっている薬についての資料の依頼を受けて、司書の選択で資料を提供した場合、その資料の中で疑問が生じたり、判断に迷ったときに自分なりの解釈をされるのではないかの心配がある。また、その患者さんの病状に適切な資料であるか否かは司書には分からない。資料の中で分からないことは医師と質問や相談などのコミュニケーションをもつようにと患者さんにアドバイスしてみても、それができずに、またはしたくないので図書室へ資料を探しに来る患者さんには無意味であろう。同じ病名をもつ患者さんでもその病状や治療方法は一人一人異なり、病気や病状についての

受け止め方も様々である。

また自分の症状に照らし合わせて読むときには、健康なときに知識として本を読むときのように客観的な判断ができていくと思う。例えば「生存率50%」という言葉一つでも、それぞれどう受け止めるかは人によって、また健康なときと実際にその病気の治療を受けているときでは違うであろう。病気のあるときにはとかくマイナス思考で判断されがちである。

医師とのコミュニケーションがとりにくいとして、または医師への質問を遠慮して図書室に資料を探しにくる患者さんが多いだけに、私たちは、患者さんへの医療情報の提供にはどうしても慎重にならざるを得ないのである。

当院の図書室でもよく患者さんから病気や治療について詳しく書かれた専門書をリクエストされる。そのときには、その患者さんの病状に合った資料を提供できるようにまず主治医に相談し、その助言と指導のもとに資料を提供している。その患者さんの病状に詳しく、患者さんの性格も良く理解されているのは主治医であり、そして提供された資料が患者教育の資料ともなり、その患者さんの治療に役立つかもしれない。このような資料の選択と提供の方法によって、確かにその患者に「適応」した正しい情報が提供できることになるが、必ずしも患者が本当に必要とする情報、知りたい情報が提供されたことにはならないかもしれない。そして、もしその患者さ



People's perceptions affect outcome

BMJ, 312, 959, 1996

んが主治医に知られたくないという気持ちがあると、患者さんのプライバシーと「知られたくない権利」を守れないことになる。患者さんの権利を守りながら、一人一人の病気や病状を正しく知ってもらい医療情報を提供していかなければならないということが、司書にとって非常に問題となる。

4. 自由に医学書が選べるコーナーを

患者さんが司書の手を借りずに自分で資料を探したいときもあろう。カウンターで資料をリクエストするのに、自分の病名を知られたくないとか、他の利用者に知られたくないこともある。極端な例をあげれば、エイズの患者さんが、「エイズについての本を・・・」とカウンターで司書にリクエストされきるであろうか。そのような患者さんでも利用しやすい方法が考えられなければならない。そのためには病院図書室の開放も一つの方法であるが、医学書は専門知識をもつ人々を対象として書かれており、更に細分化された専門分野の医学書の中から調べたい項目について書かれている本を探すのは非常に難しいと思う。また病院図書室は医療スタッフへの情報提供を目的として設置され、かつ運営されている現状で利用者対象を患者さんまでに拡げるためには、簡単に解決できにくい多くの問題もあろう。

患者さんが医療情報の提供を考えるならば、患者さんが自分で必要とする本を探しやすくするためには、やはり蔵書の中から基礎的な知識が得られるような本や、誰にでも理解しやすいテキストブックなどを中心に選択して集めておくコーナーを設置する方法もあろう。そのコーナーには、患者教育をも目的とした成人病、慢性疾患とその食事療法、運動療法などの本も含めて、患者さんが自由に資料が選択できれば、「知る権利」やプライバシーが守れることになろう。このコーナーに収集する資料の選択には、司書と医師をはじめ、

多くの医療スタッフの協力を得たい。患者さんが自由に閲覧できる資料の中から得た事柄については、主治医とのコミュニケーションが得られやすくはならないだろうか。「主治医に知られたくない」という理由の一つには、患者さんは医学書を見てはいけぬものだという思い込みもあると思う。

当院図書室では、小説などの一般図書を患者や一般の人々に開放すると同時に、このコーナーを設けて医学・医療関係の分かりやすい本を収集してきた。特に慢性疾患や初めて透析療法を開始する患者さんには患者教育の資料としてもよく利用されている。また、心療内科の読書治療に必要な本も揃えて、医師の指示で提供することもある。

しかし、最近患者さんへの医学資料の提供についての論議が高まっていることを考慮して、更に医学専門書の中からテキストブックや参考図書は、医師や病院職員と患者さんと共同利用できるコーナーに配置することが提案されている。この案については今後図書委員会において検討の予定である。

5. おわりに

患者さんへの医学・医療情報提供についての現状について、またその難しさや問題点についてはすでにいくつかの機会に発表してきたので割愛する。 3) 4) 5) 6)

インフォームド・コンセントや患者さんへの薬剤情報の提供などにより患者さんに知らされる医療情報が増えていくに従って、更にそれを理解するために、または詳しく知るための情報が必要となってくる。患者さんがそれを病院図書室へ探しに来られたときに司書がどう受け止め、サポートしていくかを真剣に考えねばならなくなっている。わが国ではまだ欧米のように「知る権利」の擁護は十分に確立していないだけに、「癌の告知」とともに社会的な合意が得られていない。まだ、当分の間は、このような大きな課題と向かい合っていかなければならないと思われる。

〈参考文献〉

- 1) 「図書館の自由に関する宣言」, 岩猿敏生等編, 新図書館ハンドブック第3版, 雄山閣, 東京, 1993, p.366-368
- 2) 常盤繁: 参考調査サービス, 岩猿敏生等編, 新図書館ハンドブック第3版, 雄山閣, 東京, 1993, p.275.
- 3) 山室真知子: 病院図書室における患者サービス—その専門性を探る, 病院図書室, 14(4), 159-62, 1994
- 4) 山室真知子: 患者図書サービスからみた健康・医療情報, 医学図書館, 42(1), 55-58, 1995
- 5) 山室真知子: 病院における患者図書サービス, 病院, 54(5), 498-499, 1995.
- 6) 山室真知子: 選択提供か自由閲覧か, 病院図書室開放に課題—患者と医療者のコミュニケーション—, 毎日新聞(広域版), 1995.9.16.朝刊.
- 7) 戸津崎茂雄: 医学・医療情報の提供—医師の立場から—, 医学図書館, 42(1), 3-4, 1995.

全国患者図書サービス連絡会

第3回総会開催

創立3年目を迎えた本会は、去る6月15日文部省共済組合本郷会館(東京)において35名参加のもとに第3回総会を開催した。

第1部は有田由美子氏(新潟県立がんセンター図書室)からカナダの病院図書室における患者への医療・医学情報の提供サービスの視察報告と、小林順子氏(浦安市立図書館)の公共図書館とボランティアとの協力による病院での患者サービスの事例報告を行った。最後に岡部会長より、本会が行った「患者図書サービスの活動について」の全国調査の分析結果の報告があった。これら報告の詳細は次号開放到掲載の予定である。

引き続いての第2部総会では、'95年度活動報告・会計報告と'96年度活動報

告(案)・予算(案)が承認され、決定した。役員改選では会長・事務局交替により、新会長に小山靖夫氏(栃木県立がんセンター所長)、事務局長に篠塚邦子氏(カリヨン文庫)が選出された。

今年度の活動計画の一つとして、会報をより充実し、各会員への情報提供と情報交換を密にすることがあげられ、会報の形態もB5版からA4版となる。また、患者さんへの図書サービス活動の推進を目的として会報の購読会員(年4回発行・購読会員2,000円)を募ることとなった。

ご協力頂ける方は京都南病院図書室までご連絡頂きたい。

(文責: 京都南病院図書室 山室真知子)